

## わが国の証券取引法における資金情報開示の序説

中 村 宏

- はじめに
- I 「金繰状況」の公式レポート化
1. 猛烈インフレと金詰まり
  2. 〈金繰表〉の登用
- II 「金繰実績」——〈金繰表〉の特色
1. 報告の対象たる「金」の内容
  2. 〈金繰表〉帯に短したすきに長し
- III 表示様式と支払能力分析
- おわりに

## はじめに

ディスクロージャーには広狭二つの意味がある。広義は「報道」を含むディスクロージャーであるのに対し、狭義は「制度的」ディスクロージャーである<sup>1)</sup>。本稿で取り扱うのは、狭義のディスクロージャー制度の代表的な証券取引法（以下、証取法という）におけるディスクロージャー（企業内容開示）制度である。それは、「有価証券の発行者が、投資判断に有益な材料としてその企業情報を正確、適時、公平<sup>2)</sup>に投資者に提供することにより投資者の合理的な投資判断を可能とする制度」<sup>3)</sup>である。

ところで、わが国の証取法におけるディスクロージャー制度は、占領下の1948（昭和23）年4月、「株式所有の大衆化に対応して、株主を投資家と捕え、その保護をはかるため」<sup>4)</sup>、アメリカの押しつけによるアメリカの証取法（1933年証券法——発行開示規定、34年証券取引所法——継続開示規定）<sup>5)</sup>をモデルとしたものが制定されたことに始まる。ただし、厳密には証取

法自体は前年の1947年3月に成立していたが、証券取引委員会の規定のみが施行されただけで、48年に全面改正されている<sup>6)</sup>。しかし、1948年の証取法は、あまりにも詳細でさらに強制しすぎたため、その反動から、1953（昭和28）年8月に改正され、例えば、届出の適用除外証券が拡大（担保付普通社債）されるなど、規制は緩和された<sup>7)</sup>。そして、同年8月27日に公表された大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売上の届出等に関する省令」は、「有価証券届出書」および「有価証券報告書」に、経理の状況の1項目として、財務諸表以外の財務情報の位置づけで、「金繰状況」すなわち最近の「金繰実績（金繰表）」と今後の「資金計画」を記載することを要求した。この時、すでに証券取引委員会は廃止され（1952年の証取法の改正）、証券取引審議会が設立されるとともに、同委員会の政令・省令に準ずる規則の制定権は大蔵省理財局に移管された。それ故、これまでの有価証券届出書等の様式及び記載要領に関する「有価証券の募集又は売上の届出等に関する規則」が、53年に大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売上の届出に関する省令」として発令されたのである<sup>8)</sup>。これが証取法における資金情報開示制度の始まりである。

その後、1971（昭和46）年6月1日の大蔵省令第32号で、「金繰状況」は「資金繰状況」、「金繰実績」は「資金繰実績（資金繰表）」に、それぞれ改められた（「資金計画」は改正されず）が、実質的な変化はなかった。結局、根本的な見直しが行われたのは、1987（昭和62）年2月

20日の大蔵省令第2号においてであった。実に30数年振りのことである。この根本的な見直しの契機となったのが、1986（昭和61）年10月31日に公表された、企業会計審議会第一部会小委員会（以下、審議会という）による「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務報告の充実について（中間報告）」（以下、「中間報告」という）である。審議会は、財務報告の充実の必要性について、著しい企業環境の変化すなわち企業の多角化、国際化および資金調達複雑化を指摘し、検討課題の一つに「資金繰り情報の改善」を取り上げ、6回<sup>9)</sup>にわたり現行の資金繰り情報の改善と充実についての審議を行った。その結果、「資金繰り状況」は「資金収支の状況」、「資金繰り実績」は「資金収支の実績（資金収支表）」に、それぞれ改められ（「資金計画」は改正されず）、中間報告<sup>10)</sup>として、その表示方式、表示様式の改善策が公表された。先の大蔵省令第2号の改正内容は、この「中間報告」の趣旨と内容に沿ったものである。したがって、両者は同一のものと考えて差し支えない<sup>11)</sup>。

さて、今回の改正省令による資金収支表に対して、武田安弘教授は、「それは、本質的に従来の資金繰り表（金繰り表を含む—中村）と変わるものではないこと、否、いっそう資金繰り表の性格を明確にしたこと、財務諸表外の情報として開示され、したがって監査の対象とならないこと、営業活動による資金が区分表示されないことなど、今後検討すべき問題が多い。」<sup>12)</sup>と評価されている。この評価の背景には、資金収支表を、1987年のFASBステートメント第95号のキャッシュ・フロー計算書<sup>13)</sup>のように、損益計算書と貸借対照表と同様に主要な財務諸表に位置づけることを意図されている。そこで、かかる意図を評価するためにも原点に戻って、まず本稿では、従来の資金繰り表（金繰り表）なるものを考察する。その意味において、本稿を序説とした。

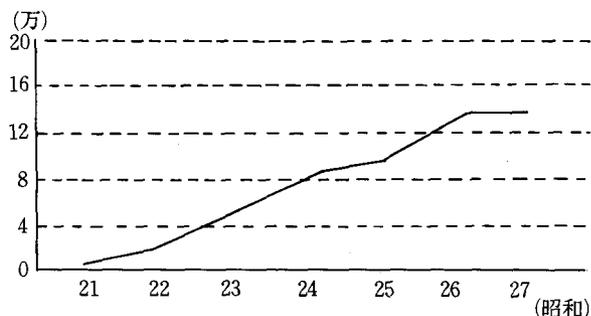
## I 「金繰り状況」の公式レポート化

### 1. 猛烈インフレと金詰まり

有沢広巳監修『日本産業百年史（下）』は、未曾有の被害をもたらした第二次世界大戦、その終戦時の経済事情を、次のように記述している。

「終戦時、20年夏の日本経済を簡単に評すれば、そこには一方に無価値になった大量の戦争用生産設備の残骸が横たわっており、他方に残された消費物資に対して余りにも多すぎる人たちが右往左往していた。」「20年末の生産水準は戦前（昭和10～12年平均）のわずか六分の一にすぎなかった。しかもこのような現物財の不足のなかで、軍需工場救済のために終戦時から8月末までの15日間に当時の日銀券発行高の約半分にあたる100億円が臨時軍事費（政府発注分の支払い）として支出され、戦後大インフレの端緒となった。臨時費の支出はその後も続き、連合軍総司令部（GHQ）から支出禁止令が出た11月末までの三ヶ月半にその額は266億円に達し、その間に卸売り物価は約20%上昇したのである。」<sup>14)</sup>

第1図 省令発令前夜の卸売り物価の推移



(注) 1873年を100とし、基準とする。

[出所] 片野一郎『インフレーション会計の焦点』国元書房 昭和34年 141ページより作成。

1946年になってもインフレは高進し続け、卸売り物価は、かなりの高騰となった。しかし、1940年代後半になって、物価騰貴は高水準なが

ら沈静化の方向に向かっている（第1図を参照）。これには、1950年6月に勃発した朝鮮動乱による動乱ブームの影響は大であるが、その間に実施された政策の効果も現れた。例えば、次のような政策が挙げられる。1946年8月に実施された政府資金による特別融資である「復金融資」（1949年には「米国対日援助見返り資金特別会計」に改組）制度<sup>15)</sup>、1949年には優先的に産業基礎部門の整備・充実をとという有沢教授の提唱に範をおく〈傾斜生産方式〉<sup>16)</sup>、さらには同年に実施された、国内市場を縮小し、その力を企業の自主的合理化および輸出の拡大に向けることを奨励したドッジ・ライン<sup>17)</sup>等である。

しかし、この間、金融の側面から見れば、企業の金詰まりが深刻化した。その理由は色々指摘されうるが、一つには元来資本蓄積の乏しい状況の元で、「復金融資」が「傾斜生産方式」の実施により、石炭に集中する等<sup>18)</sup>、一般企業貸し付けとともに、企業家の目論み通りには行かなかったこと、さらには動乱ブーム後の積極的な技術導入や工場の近代化と合理化に資金が費やされたこと等により、一般に金詰まりが深刻化してきた。このような金詰まりの状況について、太田哲三教授は、論文「金詰まりと金繰り会計」（『企業会計』1949年2月）で、インフレーション下における発生主義会計による計算利益と実質利益との格差の拡大が企業財務に及ぼす影響を、次のように指摘されている。

「戦後23年は近來にない金詰まりで暮れた。新春を迎えても急速にはゆるむとは考えられない。消費者の購買力は著しく低下し、小売屋が困り、卸屋が困り、最後に生産者も困って、経済界の全般に亘って資金難があり、十一（トウイチ）とか言う十日に一割と言うような高利が闇金融には生じたと聞く。この金詰まりは何で生じたであろう。色々な角度から説明される。」\*「インフレ時代には、各企業家は一方には巨額の利潤を挙げながら、資金の欠乏に苦しむのである。」一言にして尽くせば、各企業は事実上採算割れとなって

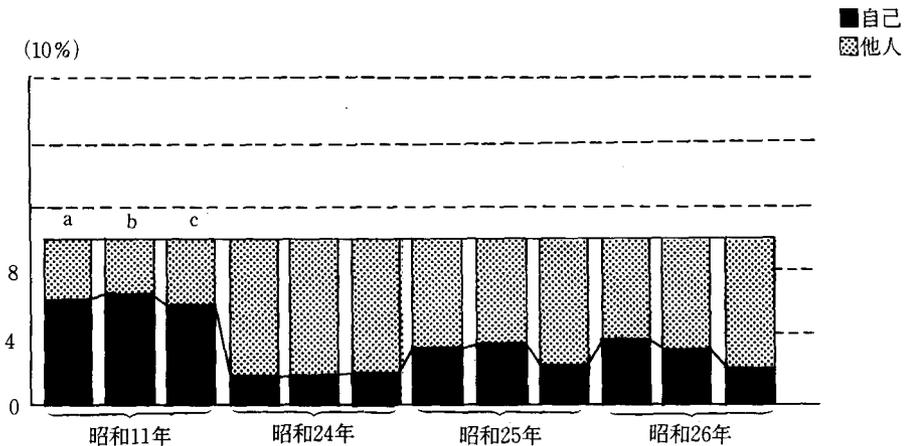
いるからである。即ち事実上損失を蒙っている。損失を受けている企業が資金に不足を生ずることは当然であると言うべきである。損をしているから金が窮屈になるという平凡な問題に帰結する。」<sup>19)</sup>（下線注一中村）

\*金詰まりの原因として、経営上の赤字、増加運転資金、設備増加等をあげている<sup>20)</sup>。

しかるに、同教授は、インフレ時代には平時以上に現金収支の計算は重要であると認識し、経営者は月別の資金収支予想表を作成し、資金の収支見込みを正確に行うとともに、その需要の面を注意して経営維持を図ることの必要性を説いている<sup>21)</sup>。また、奥村誠治郎氏は、太田教授と同様に、「原価主義を金科玉条としているが、インフレーションの時代にはこの主義も業者には問題となる。」すなわち「勘定合って、銭足らず」の金詰まり現象が招来する。その結果生ずる短期借入れへの依存の高まり（自己資本比率の低下——第2図を参照）に注目し、『金繰りの会計』（昭和26年）なる書を著わした。同書の特色は、この著書の「はしがき」のところで、次のように顕著に記述されている。

「これは、厳密に表現すれば、資金繰りを重視した管理会計とでも言うべきものであって、……従来自己資本中心の〈企業会計原則〉の会計方針に対して、日本における企業が資本構成において他人資本に重点が移っている冷厳な事実を投資者側の立場でなく経営者側の立場からこれを考えた時、従来の考え方の会計方式のみでは判断を誤る危険があるので、ここに日本企業の経営者にとって好むと好まざるに拘らず、重視せねばならない〈金繰り〉を根本に溯って合理的に実施するための必要な考え方及びその具体策を中心に纏めあげたもの……。」<sup>22)</sup>（下線注一中村）この書に対し、武田教授が「経営財務の側面から、金繰りの問題を本格的に論究したものであり、多くの会社において参考にされたようである」<sup>23)</sup>と評価されているように、同書はさらに昭和28年に再版されている。

第2図 資本構成の推移



(注) 安定期として、昭和11年度を基準とする。a—全産業 b—製造業 c—機械  
 なお、昭和25、26年で自己資本が増加しているのは資産再評価法の実施による。

[出所] 奥村誠治郎 『金繰りの会計』中央経済社 昭和28年 48ページより作成。

この金詰まりの今後の予想について、『東洋経済新報』は、1952年1月29日号で、「金詰まりを反映する手形の乱発」記事を掲載<sup>24)</sup>、そして同年2月23日号で、特集〈景気好転の幅をどう見る〉を組み、中見出し「金詰まりは緩和の見込みなし——運転資本の不足は激化せん——」の下で、生産や物価の側面から、「景気は今後順調に上昇するが、金融の面から見ると、元来資金蓄積が過少であるため、引き続きこの金詰まりは解消の見込みはない」<sup>25)</sup>と予想する。

## 2. 〈金繰表〉の登用

この金詰まりを背景に発令されたのが、1953(昭和28)年大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売出の届出に関する省令」(以下、「省令」という)である。これは、財務諸表以外の財務情報として、金繰状況—「最近の金繰実績」を示す〈金繰表〉を「今後の資金計画」とともに、有価証券報告書および有価証券届出書に記載することを義務づけたものである。ここに、証券法上、資金情報開示が制度化されたのである。

村山徳五郎(公認会計士)氏は、この「省令」の規定の源流を追求し、昭和25年版『証券取引法及び関係法令』に収録されている「有価証券報告書作成要領」の「(三) 報告書の記載についての要領及び注意事項」(以下、「要領」という)に「12. 資金繰りの状況について」の項目があることを指摘し、「省令」の規定の源流がこの「要領」にあるとみて差し支えないであろう、といわれる<sup>26)</sup>。さらに、同氏は、この金繰状況の掲載を要求しようとした動機・契機について、友人に問い合わせ、次の事実を友人からの伝聞として明示している。すなわち、当時の証券取引委員会(1952年に大蔵省理財局に吸収)事務局員の中に銀行出身者がいて、その経験から、資金繰状況の記載を求めることにしたのではないかと<sup>27)</sup>、つまり、銀行の与信審査業務において使用されていた金繰表が、公式の報告及び届出の書類として、発令に際し日の目を見たということを、この伝聞は示唆している。この伝聞を確証するものとして、次の論述及び実態調査の結果を挙げることができる。藤巻治吉(公認会計士)氏は1953年10月、氏独自の資金繰簿

第1表 金繰表——関係者別の利用率

会社規模	対経営者	対株主	対銀行
A	100%	0%	84%
B	98	2	83
C	100	2	83
D	99	2	78
E	100	3	77
合計	99	2	80

記による資金繰表の作成法を提唱する際に、「銀行に於る貸付担当者は、貸付先より資料として、財務諸表の外に毎月試算表及び資金繰表等を徴求しているが……。」<sup>28)</sup>と、そして、太田教授は、1962年6月資金繰表の作成方法を説明する際、「資金繰表は当初、銀行が融資希望の事業会社に提出を求めたものであって、銀行によって予め様式を定めておいて、これへ記入せしめるところもある。」<sup>29)</sup>と。

両者とも、「省令」の発令当時、すでに金繰表の記載が銀行の与信業務の慣行であったことを明示している。染谷恭次郎教授が1956年に実施した金繰表に関する実態調査によれば<sup>30)</sup>、上述の指摘とともに、いかに金繰表が実務で活用されているか、いっそう明らかなものとなる。すなわち、第2表にみるように、対経営目的とはいえその使用年数は長く、306社の半数近くが10～15年、3分の1が5～9年の使用経歴をもっている。この結果、金繰表が「省令」発令以前からすでに実務で使用されていたことが明らかである。そして、その利用目的は、第1表にみるように、対銀行向けには80パーセント—246社が使用していること、それ以上に99パーセント—304社が対経営者向けに使用している。いかに経営者がインフレーション下において金繰りに注意を払っていたか、また払うべきであるかがよく分かる。このような実務の背景は、金繰表の普及にとってまったく都合のいい状況である。しかし、報告書及び届出書への記載を義務づけるためには、第1表にみるように、とくに対株主向けは皆無といってもいい過ぎではない状況では、それが投資者にとっても有用な情報であるとの認識が必要である。例えば、極

第2表 金繰表の対経営目的使用年数

使用年数	A	B	C	D	E	合計
1～4年	0%	3%	6%	7%	0%	5%
5～9	40	21	33	37	43	33
10～19	44	46	47	45	40	45
20～29	12	7	6	3	7	6
30	4	19	8	6	10	9
不明	0	4	0	2	0	2
合計	100	100	100	100	100	100

(注) 会社規模——総資産額基準：A—300億円以上  
B—100～299 C—50～99  
D—10～49 E—10億円未満

〔出所〕染谷恭次郎『増補 資金会計論』中央経済社 昭和48年(初版46年)455～456ページより一部作成。

端な例として、ある会社の株式市場部長のように、「資金繰表は、投資家用には必要ない。銀行さんに必要なことであって……。」<sup>31)</sup>と、金繰表無用論さえ出る。この点について、発令の翌年にこの解説を行った大友信之(元大蔵省経済課課長)氏は、次のような説明を行っている。「これが(金繰表……中村)取り上げられた直接の動機は、……当時企業における手形取引が普遍化しつつあったことに伴う必要性と、他方においては届出制度の実行をあげるためには、資金繰表を提示せしめて、財務諸表の関連を検証しようとするいわば、資金繰表に審査資料としての意義を認めたいがためと考えられる。」<sup>32)</sup>と。つまり、前半部分は手形の期日落ちあるいは割引に関わる流動性及び支払能力表示の情報の価値、後半部分は貸借対照表と損益計算書との連結表的地位に昇華することによる財務諸表の信憑性審査資料価値である。そこでそれぞれの価値の認識が、大蔵省の思惑通り、金繰表に対し行われたかどうか、あるいはそれらの資質を有しているのかが問われることになる。その意味において、次節以降では、表示方式“金”の内容と表示様式“項目の区分”を中心に考察を行う。

第3表 「要領」と「省令」の規定の比較

「要 領」	「省 令」
<p>資金繰り状況</p> <p>当期における設備資金、運転資金の借入れ及び返済の状況、その他売掛金の回収、買掛金の支払、株式社債の発行等必要な金繰りの概況を説明し、且つ当期中（月分けに分けること）の収入支出の内訳を示すこと。</p> <p>(1)の記載した最近月の翌月以降6箇月間程度の資金計画（実績の判明したものについては、計画の下に実績を注記する）について、資金の過不足、所要資金の調達方法等を説明するとともに、月別資金計画を示すこと。但し、月別の資金計画を示すことが困難である場合には、4半期又は適宜な方法で示しても差支えない。……。</p> <p style="text-align: right;">（下線注一中村）</p>	<p>金繰り状況</p> <p>(1) 最近の金繰り実績</p> <p>記述できる最近月よりさかのぼって6箇月間程度の月別金繰り実績を示すこと。</p> <p>入金面においては、営業収入、営業外収入、借入金、増資又は社債発行による収入、その他の収入等、支出面においては、原材料費、人件費、経費（営業費を含む。）、設備費、借入金返済、その他の支出等に分け、各資金の出入りを明らかに示すこと。</p> <p>(2) 今後の資金計画</p>

〔出所〕「要領」は、村山徳五郎 「キャッシュフロー計算書と資金収支表の研究序説」『企業会計』 1988年7月88ページ。

## Ⅱ 「金繰り実績」—〈金繰り表〉の特色

### 1. 報告の対象である「金」の内容

「要領」と「省令」の規定は、第3表の通りである。この両者には報告内容と用語の使用に違いがみられる。「省令」に従うと、今後の資金計画を報告しなければならない。この資金計画の報告に関し、まず大友氏は、「省令」における金繰り実績と資金計画の規定の違いに注目し、「今後の資金計画は今後の経営活動に直接つながりを持ち、証券取引法の目的とする投資者保護の立場からは、非常に重大な判断の資料と認められるから慎重な記載を求めたものと解される。」<sup>33)</sup>と指摘し、「昭和26年1月31日証券取引委員会は、証券取引法第26条の規定に基づいて昭和26年中の株式、社債の発行計画並びに資金計画について照会を行っている。従ってこのような必要性が資金計画の挿入となって現れたと見るべきであろう。」<sup>34)</sup>（第26条—発行者等に対する検査—大蔵大臣は、公益又は投資者保護のための必要且つ適当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者若しくは有価証券の引受人その他の関係者に対し参考となるべき

報告若しくは資料の提出を命じ、当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。）と説明している。この照会の要因として、前年の商法改正（施行は51年）が影響していると思われる。なぜなら、改正により、とくに授權資本制度が導入されるとともに取締役の権限が強化されたので、授權資本内での新株発行と転換社債を除く（1971年解除）社債発行が取締役会で決定可能となり、資本調達の機動性が付与されたからである<sup>35)</sup>。この資金計画は、金繰り実績による分析を補完するものであり、計画（前期）と実績（今期）の比較分析が有効となる。この点については、表示様式のところで若干触れることにする。

さて、さらに両者の違いは、「要領」が「資金繰り状況」といつているのに対し、「省令」は「金繰り状況」といつている点である。これは、計算書を、資金繰り表と呼ぶのか金繰り表と呼ぶのか、計算書の名称の問題でもある。いずれにしても、“野良仕事と農作業”というように、両者の使用法には実質的な差異はない。なぜなら、見出しに「資金繰り状況」という「要領」では、具体的内容のところでは、「……等必要な金繰りの概況」といい、「金繰り状況」という「省令」

では、「各資金の出入りを明らかにすること。」や「資金計画」といっているからである。望まれるのは、いずれか一つの用語に統一して使用することであり、通常、〈資金繰表〉というのが一般的である。しかし、本稿では、「省令」間の区別と時代的識別を分かりやすくするため、1953（昭和28）年大蔵省令第74号でいうところの最近の金繰実績を表示する計算書を〈金繰表〉と呼ぶ。

ところで、用語に関連して重要なのは、その内容つまり金の概念である。なぜなら、それは記録の対象となる取引を決定するからである。しかし、それが金繰表の基礎概念であるにもかかわらず、「要領」、「省令」ともにその内容については触れていない。なぜだろうか？、残念なことにもその理由は定かではない。ただ前節の染谷教授の実態調査の結果に明らかのように、すでに金繰表は充分に実務の中で活用されており、そこでは一般的な理解がその内容に関し成立していたのではないかということである。そこで、大友氏が行った大蔵省に提出された金繰表の分析をみてみよう。

大友氏の分析によれば、「要領」、「省令」ともにその具体的なことを明示しなかったこともあって、そこにおける金の内容はまちまちであるが、それは、次の四つに分類できる。

- (a) 貸借対照表の「現金及び預金」
- (b) 現金及び当座預金
- (c) 現金及び預金のうち定期預金、定期積金、金銭信託等固定的なものを除き自由に使用しうる預金
- (d) 「現金及び預金」と受取手形

この結果、同氏は、おおむね一般的通常の意味での概念が使用されており、基本的には、流動性ある金銭と解されているようである<sup>36)</sup>というが、比較的多様化している。というのも、ここでいう「流動性ある」というのは、上の(c)に見られる、「固定的なものを除き自由に使用できる」という意味であるが、この「流動性ある」とか「使用可能な」という判断が、「要領」、「省令」ともに概念を具体的に明示しなかった

ことと合わせ、多くの異なった概念の選択の原因となっている。例えば、雑誌『企業会計』1955年8月号誌上の「財務と会計」というテーマの座談会で、現金概念が話題となり、話の内容は概念の複雑さを示唆している。それは次の通りである。

太田；それはむずかしい、それがいわゆる現金の在高位というもの、現金は運転資本なりやという問題になってくるのだね。現金が運転資本だといえればそれはアペラブルじゃないわけだけれども、現金というものはフリーと置いていいのじゃないかという気がするのですがね。

金子；現金というのは無論銀行預金全部含めてですね。

太田；ええ。

番場；アペラブルな現金とそうでないものとのけじめがむづかしいところですね。

金子；優秀な受取手形を持っているとすれば現金と銀行預金の範囲に入れることも可能性が出てきますね。

江村；具体的に時価表示すればいいということじゃないでしょうか。

太田；売掛金と受取手形というものはどうもあれを現金に入れようか入れまいかと考えた結果、第二次現金……

染谷；第二次現金項目。

金子；それにはやはり企業の金融能力というもの、相対的に関係が出てくるのですね。

ここでもやはり「利用可能な」の判断が難しく、その判断には企業の金融能力も考慮すべき要素の一つとして挙げられている。この後、話は手形割引、割賦販売にも及び、結局のところ、「今のお話は結局日本では売掛金や受取手形というものはまだすぐに現金と見るには早いというのだな。」（太田）ということでおちついている<sup>37)</sup>。どういうわけかここでは、どなたも銀行預金を吟味されていないのであるが、座談会に参加された染谷教授と太田教授は、後日、それぞれの著書や論文の中でそれを吟味されてい

る。例えば、太田教授は、1949年には単に〈資金〉を「現金」と表現していたのに対し<sup>38)</sup>、1962年には、「資金繰表でいう資金とは現金及び預金等直接支払手段の役目を果たすものを指す。この意味で定期預金を預金のうちに分類する現在の慣習はやや疑問である。」<sup>39)</sup>（下線注一中村）といい、〈資金〉が「現金及び預金」であると指摘するとともに、定期預金は拘束預金であって、「自由資金と混在して示すことはまことに会社財務の真相を誤るものである。」<sup>40)</sup>と、単に「現金及び預金」といってもそれに分類する科目に注意すべきであることを指摘される。そして、わが国とアメリカの〈資金〉概念の違いを強調して、「かく金銭そのものを資金とするので、米国の Fund Statement にある Fund 〈資金と訳す〉とは同一義ではないのである。」<sup>41)</sup>と主張される。しかし、同教授は、両国では具体的にどう違うのか、そしてその原因は、という点については述べておられないが、アメリカでファンドというときは、伝統的で一般的なのは正味運転資本であるのに対し、上に見たように、日本ではファンドは基本的には流動性ある金銭である。同じようにファンドあるいは資金といいながらもその意味が両国で違うその理由は、両国の資金繰り事情の違いにあるといわれている。アメリカでは正味運転資本が潤沢であれば、銀行はお金を貸してくれるが、日本ではそうはいかない<sup>42)</sup>。なぜなら、わが国では借り得で借りてきた恒常的な短期金融債務とそれに付随する相当多額の拘束性預金が存在すること、さらには企業間の信用期間が長いため流動資産と流動負債の回転率が大変に悪いこと、これらが原因となって、正味運転資本の増減だけを見ても、その企業の金繰りの良否の判断がつきにくいからだといわれている<sup>43)</sup>。以上の考察から、金繰表での金の内容は、基本的には流動性ある金銭であり、理論的には上記(b)及び(c)が妥当であることが明らかである。ただし、ここで“理論的”というものは、流動性及び支払能力というものを念頭においた場合のことである。

## 2. 〈金繰表〉帯に短したすきに長し

しかし、大友氏の分析によれば、大蔵省に提出された届出書及び報告書における金繰表の大半が、上記(a)の貸借対照表の「現金及び預金」に基づいて作成されている。その原因は、それがごく常識的な概念であり、一般の人々にとって他のどのような資金概念よりも理解しやすい<sup>44)</sup>、というだけだろうか。大友氏は、提出された大半の金繰表がとくに上記(a)の概念に基づいて作成されていることに言及し、作成者（企業）は財務諸表との関連を念頭において作成し、審査官（大蔵省）も主に貸借対照表と損益計算書との連結表的に看取しているのが現状のようである<sup>45)</sup>と指摘し、次のように評価されている。

「届出書及び報告書の資金繰表は、投資者の判断の資料として前記のように経理の状況の項に掲示されるものであるから、財務諸表の補完的意味を有するものと考えられる。その意味において、貸借対照表の〈現金及び預金〉の科目と一致した内容を示す資金繰表が一般的に行われているのは一応妥当と認められようが、このような表示方法は、企業の金融事情の実体とは甚だかけ離れていると言わざるを得ない。」<sup>46)</sup>（下線注一中村）

かかる評価には、前述したように、二つの金繰表の目的が示唆されている。一つは“財務諸表の補完的意味”であり、他の一つは“流動性及び支払能力表示”である。まず前者であるが、それは、少なくともわが国の会計学者の間で第二次世界大戦前から、資金計算書（資金運用表あるいは資金適用表）が貸借対照表上の諸科目

第4表 資金表の分類

	直接法	間接法
純額法		資金運用表
総額法	金繰表	資金移動表

〔出所〕 広田潤 「資金表実務の現状と問題点」  
『企業会計』 1975年11月 37ページより  
作成。

の変化を説明すると考えられてきたように<sup>47)</sup>、金繰表もまた公式の財務情報としての資質とし

第5表 流動性と支払能力の関係

	流動性				
絶対的	手元流動性		支払能力		
相対的	流動比率	静動的	弁済能力	運転資本	*経常収支とは、P/Lの経常損益に現金支出を伴わない非資金項目を加算し、損益に係する運転資本増加額を控除したものの <sup>48)</sup> 。
	収支比率	動的	支払能力	経常収支	

[出所] 国弘員人 『経営分析大系3/流動性分析』中央経済社 昭和54年 1～4ページ。

森脇 彬 『資金と支払能力の分析』税務経理協会 昭和61年 2～8ページより作成。

て財務諸表とのつながりを持たせるべく、金繰表上の翌月繰越金と貸借対照表上の「現金及び預金」残高と一致する概念が採択された、と考えられる。それ故、かかる補完的意味は、金繰表と財務諸表の関係分析によるそれらの信憑性の審査も含んでいる。例えば、金繰表の売上収入は、財務諸表の関係数値から、次のように計算できる。売上収入＝売上高－売掛債権増加高＋前受金増加高

このようにして計算された売上収入を金繰表上の売上収入と照合し、両者がほぼ一致すれば、関係数値の信憑性が確認される<sup>49)</sup>。つまり、金繰表の補完的意味とは、財務数値の信憑性を検証することである。そして、金繰表が直接法による総額法（第4表を参照）で作成されることは、この補完的意味を助長する。ここでいう直接法とは、期間の売上収入や人件費等の支払額を当該収入額や当該支出額から直接的に把握する方法である。また、総額法というのは、売上収入、人件費の支払い等をそれぞれの収入の総額、支払の総額で把握する方法である<sup>50)</sup>。それ故、金繰表は、「企業のなかを流れる入出金データの積上げにより作成」<sup>51)</sup>される。

次に後者の目的である“流動性及び支払能力表示”であるが、まず両者の意味とそれらの関係を見ることにする。流動性と支払能力とは表裏の関係にあるといわれており、第5表に示すように、流動性には絶対的なものと相対的なものがある。本稿で問題にしている支払能力と直接関係があるのは、相対的流動性である。さらに支払能力にも、静態的と動態的があり、前者は「支払手段を処分・換金して支払うという弁

済能力であるから」、これではゴーイングコンサーンにおける真実の支払能力は判断できない。これに対して、後者は「実際の収入で諸支払をするという支払能力であるから」、これこそ真実の支払能力が判断できることになる<sup>52)</sup>。それ故、本稿における支払能力の意味は、厳密には、動態的支払能力あるいは動態的な相対的流動性と呼ぶべきものである<sup>53)</sup>。かかる動態的な相対的流動性分析こそ経営分析や財務分析で行う流動性分析であり、投資者等の行う流動性分析でもある。具体的には、「資金表から経常収支比率を求めたり、資金の流れの適否をみて期間的な支払能力をみる。」<sup>54)</sup>この分析に用いられる経常収支または経常収支比率は、総額法による資金表（第4表を参照）から求めることができる。さらに資金の流れは収支の過不足とともに直接法による資金表が表示する。それ故、直接法による総額法の金繰表が投資分析の際に利用される。その際の収支は前述した、“現金及び預金のうち自由に使用できるもの”が最適概念であることは明らかである。

しかし、大友氏も上記（注）46で批判しているように、金繰表に連結機能を求めんがために貸借対照表の「現金及び預金」が選択されたが、理論的には金繰表は満足な連結表とはならず、それは連結表的なものに甘んじることとなり、他方では“流動性及び支払能力表示”に支障を来し、企業の金融事情の実体とかけ離れたものになってしまう。いわゆるそれは“帯に短したすきに長し”となった。仮に連結機能を満足させる計算書を作成しようとするならば、その計算書は、APBオピニオン第19号「財

政状態変動表」<sup>56)</sup> がそうであったように、少なくとも企業資本あるいは総財務資源（総資産）概念に基づかねばならない。その代わりに、流動性及び支払能力（以下、支払能力という）の表示は二次的なものになる。

### Ⅲ 表示様式と支払能力分析

「要領」・「省令」ともに、収入と支出の内訳に関して、羅列とはいえ一応示しているが、様式に関するもまた一切触れていない。それ故、大友氏の分析によれば、やはり提出される金繰表の様式もまたまちまちであり、それらは、おおむね次の二つの型に分類される。一つは前月繰越、収入、支出、次月繰越の四分法をとり、他の一つはこの四区分の他に収支過不足及び財務または信用などの二区分を加えた六分法である<sup>56)</sup>。これら二つの様式を示せば、第6表<sup>57)</sup>の最近の金繰実績の表が四分法、今後の資金計画が六分法（「財務」という表現はないが）である。このうち、四分法が1987年の改正まで大半の支持を占めてきた<sup>58)</sup>。何故だろうか？とくに四分法の金繰表が支払能力の分析に適しているのだろうか？次にこの点を考察しよう。

「省令」（及び「要領」）では、金繰表に記載すべき収支項目は少ないが、それは、当期（月毎及び半年）には、「どういう収入がそれぞれ、どれだけあり、どういう支出がそれぞれ、どれだけあって、どれだけ収入超過または支出超過になるかということ、いわば収入と支出を総覧するのには便利である。」<sup>59)</sup>と評価されている。便利ではあるが、だからといって、金繰表が支払能力の分析に適しているかということと必ずしもそうだとはいえない、ともいわれている。その理由は、森脇彬氏の見解に基づくこと<sup>60)</sup>、次の通りである。なお、四分法と六分法とでは評価が異なるので、まず四分法を対象に考察をすすめる。

金繰表による分析は、収入と支出を項目別と合計においてその事実を見るということから始める。そして、収入合計と支出合計を比較し、

収支過不足を確認する。その際、例えば収入超過になっているから、支払能力が高いと判断できるかといえば、答えはそうではない。なぜなら、四分法では（数字は、第6表の実数を使用）、

$$\text{前月繰越資金額} + \text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$\begin{matrix} (162,157) & (1,555,428) & (1,515,066) \end{matrix}$$

$$= \text{当月繰越資金額} \cdots (A)$$

$$(202,519)$$

の関係式が成立している。これを変化させると、

$$\text{収入合計} - \text{支出合計}$$

$$\begin{matrix} (1,555,428) & (1,515,066) \end{matrix}$$

$$= \text{当座繰越資金額} - \text{前月繰越資金額} \cdots (B)$$

$$(202,519)$$

$$(162,157)$$

となる。(B)式を書き換えると、[収入超過額 = 繰越資金増加額 (40,362)]である。したがって、収入超過になると、支払能力があると判断できるものであるとすれば、当月繰越資金額が前月繰越資金額に比べて増加している場合には、支払能力があると判断できることになる。ところで、金繰表の<sup>カネ</sup>金が「現金及び預金」（前述の(b)及び(c)でも同じ）だとすると、当月繰越資金額は、貸借対照表の「現金及び預金」額に一致する（第6表を参照）ことになる。ここに、その一致は、支払能力分析のメルクマールが、貸借対照表の「現金及び預金」額の増減だということの意味することになる。このことは、とりもなおさず、金繰表の存在を否定することになる。いいかえれば、あえて金繰表を作成する必要がないということである。加えて、「現金及び預金」（あるいは現金及びいつでも自由に使用可能な預金）が増加したからといって、必ずしも支払能力があるともいえないのである。したがって、金繰表に記載されている収入合計と支出合計を対比する分析方法は、支払能力を判断するためには役立たないといわれる。それ故、とくに四分法による金繰表は、「現金及び預金」の収入の源泉と支出の用途を示した源泉用途別表示法により作成されるもので、資金繰りというより、上記58)に示したように、一定期間における<sup>カネ</sup>金の収支の状況を示す「現金収支計算書」の性格が強く出ていると評価されても致し方がない<sup>61)</sup>。

ところが、六分法では、若干事情が異なる。

第6表 金繰実績・資金計画と貸借対照表の関係  
(B) 今後の資金計画 (六分法)

科目	月別						合計
	昭和30年1月	6	12月	昭和30年7月	12月	合計	
前月繰越金	162,157	127,377	207,541	202,519	207,541	1,070,000	
売上戻取金	190,410	218,759	185,000	177,000	185,000	1,070,000	
雑収入	1,606	7,252	4,000	4,000	4,000	18,000	
雑収入	72,000	108,000	189,000	181,000	189,000	1,088,000	
収入合計	264,016	334,011	1,555,428	15,000	24,000	103,000	
支出	3,481	11,789	60,271	56,000	58,000	260,000	
材料費	40,745	31,875	201,675	32,000	48,000	225,000	
労務費	16,444	31,286	175,058	18,000	28,000	134,000	
外注加工費	9,880	21,164	106,241	9,000	8,000	53,000	
経費	3,553	6,452	48,015	20,000	20,000	238,000	
設備費	19,425	27,155	274,543	2,000	2,000	88,000	
税	8	133	54,002	152,000	188,000	1,101,000	
税金	1,710	16,000	63,106	29,000	1,000	-13,000	
配当金等	1,356	4,015	13,221	107,500	93,000	580,000	
投資	73,000	109,000	518,934	93,500	95,000	562,978	
その他支出	169,602	258,869	1,515,066	245,519	206,541		
借入金返済	256,571	202,519					
翌月繰越金							

(A) 最近の金繰実績 (四分法)

科目	月別						合計
	昭和30年1月	6	12月	昭和29年12月31日	現在	昭和30年6月30日	
前月繰越金	162,157	127,377	207,541	202,519	207,541	1,070,000	
売上戻取金	190,410	218,759	185,000	177,000	185,000	1,070,000	
雑収入	1,606	7,252	4,000	4,000	4,000	18,000	
雑収入	72,000	108,000	189,000	181,000	189,000	1,088,000	
収入合計	264,016	334,011	1,555,428	15,000	24,000	103,000	
支出	3,481	11,789	60,271	56,000	58,000	260,000	
材料費	40,745	31,875	201,675	32,000	48,000	225,000	
労務費	16,444	31,286	175,058	18,000	28,000	134,000	
外注加工費	9,880	21,164	106,241	9,000	8,000	53,000	
経費	3,553	6,452	48,015	20,000	20,000	238,000	
設備費	19,425	27,155	274,543	2,000	2,000	88,000	
税	8	133	54,002	152,000	188,000	1,101,000	
税金	1,710	16,000	63,106	29,000	1,000	-13,000	
配当金等	1,356	4,015	13,221	107,500	93,000	580,000	
投資	73,000	109,000	518,934	93,500	95,000	562,978	
その他支出	169,602	258,869	1,515,066	245,519	206,541		
借入金返済	256,571	202,519					
翌月繰越金							

(1) 貸借対照表

科目	昭和29年12月31日		昭和30年6月30日	
	金額	比率	金額	比率
I. 流動資産		%		%
1. 現金及び預金*	162,157		202,519	
				40,362

[出所] キャノン(株)第34期(昭和30年1月1日～昭和30年6月30日)の有価証券報告書(マイクロ・フィルム)より。

第7表 表示様式の種類

[一 部 制] 四分法 (源泉使途別表示法)	[二 部 制] 六分法① (活動別表示法)	[三 部 制] 六分法②																																																																																																																								
<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>月</td> <td>繰</td> <td>越</td> </tr> <tr> <td>収</td> <td></td> <td></td> <td>入</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td></td> <td></td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>次</td> <td></td> <td></td> <td>足</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>繰</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>不</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越</td> </tr> </table> <p>* 現金及び預金の収入の源泉と支出の使途を示した源泉使途別表示法によるもので、資金繰表というより一定期間における資金の収入と支出の状況を示す「現金収支計算書」の性格が強く出ている。(武田評) 改正前まで、大部分の企業が採用している。</p>	前	月	繰	越	収			入	支			出	次			足				越		月	繰					不				繰				繰				越	<table border="1"> <tr> <td>前</td> <td>月</td> <td>繰</td> <td>越</td> </tr> <tr> <td>収</td> <td></td> <td></td> <td>入</td> </tr> <tr> <td>支</td> <td></td> <td></td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>財</td> <td></td> <td></td> <td>足</td> </tr> <tr> <td>次</td> <td></td> <td></td> <td>支</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>繰</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>不</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>繰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>越</td> </tr> </table> <p>* 活動別に、当期の収支を営業活動と財務活動に分けて、仮に当期の営業収入で当期の営業支出を賄えない場合、いつ、いくらの額が足りないか方法で都合されたかが分かるので、財務管理に適している。</p>	前	月	繰	越	収			入	支			出	財			足	次			支				越		月	繰					不				繰				繰				越	<table border="1"> <tr> <td>営</td> <td>業</td> <td>活</td> <td>動</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>投</td> <td>資</td> <td>活</td> <td>動</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>財</td> <td>務</td> <td>活</td> <td>動</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>収</td> <td>支</td> <td>過</td> <td>不</td> <td>足</td> <td>越</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>月</td> <td>繰</td> <td>繰</td> <td>越</td> <td>越</td> </tr> <tr> <td>次</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>* 活動別に、当期の収支を営業活動・投資活動・財務活動に分けて、それぞれの収支とその過不足が分かるので、資金繰りの良否と支払能力の有無程度を見らるるのに適している(国弘評)。もちろん財務管理上、六分法①よりも重宝がられている。なお、名称は画一ではなく、例えば、国弘教授は、経常収支・設備などの収支・財務関係の収支に分けておられる。</p>	営	業	活	動	収	支	投	資	活	動	収	支	財	務	活	動	収	支	収	支	過	不	足	越	前	月	繰	繰	越	越	次					
前	月	繰	越																																																																																																																							
収			入																																																																																																																							
支			出																																																																																																																							
次			足																																																																																																																							
			越																																																																																																																							
	月	繰																																																																																																																								
			不																																																																																																																							
			繰																																																																																																																							
			繰																																																																																																																							
			越																																																																																																																							
前	月	繰	越																																																																																																																							
収			入																																																																																																																							
支			出																																																																																																																							
財			足																																																																																																																							
次			支																																																																																																																							
			越																																																																																																																							
	月	繰																																																																																																																								
			不																																																																																																																							
			繰																																																																																																																							
			繰																																																																																																																							
			越																																																																																																																							
営	業	活	動	収	支																																																																																																																					
投	資	活	動	収	支																																																																																																																					
財	務	活	動	収	支																																																																																																																					
収	支	過	不	足	越																																																																																																																					
前	月	繰	繰	越	越																																																																																																																					
次																																																																																																																										
<p>[参考文献] 国弘員人 『経営分析大系第3/流動性分析』 昭和54年。 『経営分析大系第5/損益・資金分析』 中央経済社 昭和57年。黒沢清 『体系近代会計学Ⅶ 資金会計論』 中央経済社 昭和55年。森脇彬 『資金と支払能力』 税務経理協会 昭和61年。武田安弘 『資金繰り表示の実態と問題点』 『地域分析』 愛知学院大学経営研究所 1987年3月。大友信之 『資金表をめぐる諸問題——証取法規則に関する問題点の解説 No. 4—』 『企業会計』 1954年11月。</p>	<p>中間報告の資金収支表</p> <table border="1"> <tr> <td>事業活動に伴う収支</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>(事業収支尻)</td> <td>支</td> <td>尻</td> </tr> <tr> <td>資金調達活動に伴う収支</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>(資金調達収支尻)</td> <td>支</td> <td>尻</td> </tr> <tr> <td>当期総合収支</td> <td>収</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>当期首末資金残高</td> <td>残</td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>前期首末資金残高</td> <td>残</td> <td>高</td> </tr> </table> <p>(期首・期末資金残高の内訳)</p>	事業活動に伴う収支	収	支	(事業収支尻)	支	尻	資金調達活動に伴う収支	収	支	(資金調達収支尻)	支	尻	当期総合収支	収	支	当期首末資金残高	残	高	前期首末資金残高	残	高																																																																																																				
事業活動に伴う収支	収	支																																																																																																																								
(事業収支尻)	支	尻																																																																																																																								
資金調達活動に伴う収支	収	支																																																																																																																								
(資金調達収支尻)	支	尻																																																																																																																								
当期総合収支	収	支																																																																																																																								
当期首末資金残高	残	高																																																																																																																								
前期首末資金残高	残	高																																																																																																																								

というのは、企業が銀行から借り入れするのは、手元の資金と借り入れ以外の収入の合計額が借入金返済以外の支払額に不足している場合であり、反面余裕があると判断した場合には、余剰資金を借入金の返済に回す、というのが基本的な金繰りの常道である。したがって、企業の支払能力の分析は、基本的には借入金の収支以外の収支の状況を見ることが必要である<sup>62)</sup>。その意味で、借入金収支を財務活動による収支として別に分類、表示している六分法（活動別分類表示）は、四分法よりも支払能力の分析に有益だといえる。さりとて、その分類表示だけでは満足しうる情報を提供しえないというのが、一般的な見解である。なぜなら、借入金収支に代表される財務活動収支を除く収支の部分は、支払能力を分析するためには、さらに業務活動を照らして分類する必要があるからである。例えば、森脇氏は「運転資金」・「基礎資金」・「財務資金」<sup>63)</sup>、国弘教授は「経常収支」・「設備などの収支」・「財務関係の収支」<sup>64)</sup>、武田教授は「営業活動に伴う収支」・「投資活動に伴う収支」・「資金調達活動に伴う収支」<sup>65)</sup>と、それぞれいわゆる三部制を提唱されている。

以上、金繰表の支払能力の表示に対する評価は、一般的に消極的なものである。例えば、武田教授は、「資金繰表の基本的課題は、短期支払能力の評価に必要な情報を提供することである。」と、その目的を指摘し、「資金繰表は資金収支の調節（遣り繰り……中村）の結果を示すが、短期支払能力の評価（いつ、どのように遣り繰りしたか……中村）に必要な情報提供機能は十分でない。」<sup>66)</sup>と評価されている。しかし、四分法と六分法とでは、前述したように、事情は異なる。つまり、四分法の金繰表は、ただ期間の金の流れを直接的に総額で示すかぎりで支払能力の分析に供するものであって、その収支尻をみるには便利であるが、その過不足の源泉いいかえれば、具体的な遣り繰りそのものを判断するには適さない。しかるに、その企図するところは、上記（A）式の成立を前提に、当月繰越資金額と貸借対照表の「現金及び預金」額

との一致を拠り所に財務諸表との連結を持たせ、関係財務数値の信憑性を検証することにある。これに対し、六分法は、四分法よりは支払能力の分析に供することに注意がそそがれている。それ故、実例に示したキャノン社のように、最近の金繰実績は四分法による金繰表、今後の資金計画は六分法による金繰表、これらをワン・セットで金繰状況が報告されていることは考慮に値する。とくに今期の資金繰実績と前期に作成した今期の資金計画との比較考察は、有益であると思われる。最後に、前述したように、金繰表及び資金繰表の表示様式は多様であるが、その基本的な展開を示すと、第7表の通りである。なお、1987年の改正省令の資金収支表の様式は、六分法②を発展させたものだとと思われる。

## おわりに

第二次世界大戦後のインフレーション下における企業の金詰まりに対処するため、また商法改正に伴う証券発行の機動性付与も影響し、有価証券の募集または売出しに関わる報告書または届出書に登用されたのが、当時すでに銀行の与信分析及び経営者の資金管理分析の際に利用されていた〈金繰表〉である。

本来、“金繰り”とは、金の“遣り繰り、工夫、工面”<sup>67)</sup>のことであり、金繰表はその実態を写像したものである。しかし、これまで考察したように、事情は必ずしもそうではなかった。

大友氏の分析では、金の内容と様式との関係が示されていないので、最適な組合せは想定するしかなく、四分法では貸借対照表の「現金及び預金」、六分法では「現金及び自由に使用可能な預金」がそれぞれ最適な組合せと考えられる。そこで、両者の特色を要約すると、次の通りである。

四分法の金繰表は、一定期間（月毎及び6ヶ月）の金の遣り繰りの結果を、金の収入と支出の実績で対応表示したものである。その意図するところは、金の内容を「現金及び預金」に求

め、貸借対照表上の「現金及び預金」額と一致させることで、財務諸表との連結表たる性格を有するものとする点にある。この場合、実務では、支払能力の分析に関わって、「現金及び預金」の残額はもちろんのこと、そのうち使用不能預金額と正味使用可能預金額を分けて明示する企業もある<sup>68)</sup>。しかし、いずれにしても、損益計算書が貸借対照表の当期利益を説明するように、それは、貸借対照表の「現金及び預金」のみの変化を説明するにすぎず、一般に評価されているように現金（預金を含む）収支計算書の性格を強くしているのに対し、六分法の金繰表は、企業の他人資本依存とくに借入れ依存を反映し、借入れ収支（財務収支）とその他の収支（経常収支）を分類、表示することで、前者よりは金繰りの実態を反映しているが、それ自体も最小限の分類であって、企業活動の規模の拡大と質の変化における遣り繰りの実態には対応できない。

つまり、金繰表は、正味運転資本のようなストックではなくフロー概念に基づいている長所を有してはいるが、“帯に短したすきに長し”で、本来の性格（遣り繰り）をさらに強くするのか、それとも財務諸表的性格（連結表）をのばすのか、どちらかに徹底されるべきである。かかる観点からいえば、1987年の改正時まで、四分法が指示されてきたことは、それまで財務諸表的性格が重視されてきたものといえる。しかし、それは大蔵省側の思惑が前面にでたものである。金繰表を主要な財務諸表の一つに位置づけるためには、かかる問題を解決することが先決であり、その際、経済的環境と制度的環境を考慮することが必要になる。これらの問題については、いずれ稿を改めて、金繰表（資金収支表）を主要な財務諸表の一つにすることが妥当なのかどうか、ということで考察したい。

## 注

- 1) 吉村光威 『ディスクロージャーを考える』日本経済新聞社 1991年 27～29ページ。
- 2) これは、企業のディスクロージャー三原則と呼ばれているもので、谷村裕氏が、東京証券取引所の理事長時代に、「公平・正確・迅速」といったことに始まる。それは、次のように解されている。
  - 第一の「公平の原則」とは、情報を一定のルールであまねく公平・平等に一定の基準で公表すること。
  - 第二の「正確の原則」とは、情報の一部分のみ、誤解をもたらす情報あるいは虚偽の情報を公表するのではなく、全体的・確実性のある情報を公表すること。これはユーザーの機会均等に関連する。
  - 第三の「迅速の原則」とは、情報の価値、秘密性を保持するため、情報を迅速に公表すること。これは第一の原則に関連する。（『同上書』 60～63ページ）。
- 3) 上田善久 「企業内容開示制度の見直し」『商事法務』 1963年6月、9ページ。
- 4) 竹中正明 「資金調達の変遷と商事法」『商事法務』 1990年10月 48ページ。
- 5) ・6) 荒巻健二 「ディスクロージャー制度の変遷」『商事法務』 1990年10月 55ページ。
- 7) 吉村光威 『前掲書』 70～72ページ。
- 8) 鈴木・河本 『証券取引法・金融法』（法学全集）有斐閣 昭和43年 24ページ。なお、これまでの規則には金繰状況の開示規定は記載されていない。
- 9) 新井清光 「財務報告の充実に関する中間報告について」『税経通信』 1987年1月 33ページ。
- 10) 「中間報告」としての理由は、次の新井教授（企業会計審議会第一部長）の説明に明らかにされている。「今回の審議は、〈まえがき〉で述べたように、有価証券報告書などに記載されるべき正規の財務諸表に関する本格的な検討（作成基準や監査基準の検討など）を予定していなかったし、またそのような本格的な検討をするにはいまだ必ずしも客観的な条件が整っていない（例えば、わが国だけでなく米国などにおいても資金計算書とか財政状態変動表のあり方についての議論、その作成基準などが固まっている）ので、小委員会としては、上記（改善案……中村）のような提案にとどめ、……省略……」た（『同上論文』 35ページ）。

そして、このような限定された課題になった理由として、兼田克幸（大蔵省証券局企業財務課企画係長）氏は、次のように説明している。「なお、今回の小委員会報告が〈中間報告〉という形でとりまとめられているのは、このたびの審議がディスクロージャー

制度の全般的な見直しの一環として行われてきた経緯等を考慮したことによるものである(「中間報告」前文参照)。つまり、ディスクロージャー制度の全般的な見直しの方向づけが10月下旬を目途に進められたことから、これに合わせて一応の取りまとめを行うという趣旨で中間報告とされている。(兼田克幸「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について—企業会計審議会第一部会小委員会 中間報告の概要—」『税経通信』1987年1月 40ページ)。

- 11) 1987年の改正後、1988年5月に証取法が改正され、同第2章名が「企業内容等の開示」に、さらに同年9月省令各自体が「企業内容等の開示に関する省令」(開示省令)に改正される。
- 12) 武田安弘 「資金繰表開示の実態と問題点—電気機器業と製紙業を中心に—」『地域分析』愛知学院大学経営研究所 1987年3月 13ページ。
- 13) 新井清光 「財務諸表報告の充実に関する中間報告について」『税経通信』1987年1月 35ページ。  
FASB95号でいうところの“キャッシュ”は、現金及び現金等価物である。これに対し、「中間報告」でいうところの資金は、現金預金及び市場性のある一時所有の有価証券である。従来に比べ、アメリカではその概念は狭義なものとなり、日本では若干広義となったので、両者の隔たりは狭くなったと評価されている。しかしながら、日本の市場性ある一時所有の有価証券の内容は、アメリカの現金等価物の概念よりかなり広いと指摘されている(鎌田信夫「資金収支表による資金情報の開示」『企業会計』1989年1月 64ページ)。
- 14) 有沢広巳監修 『日本産業百年史—復興から高度成長まで—(下)』(日経新書) 昭和42年 6~7ページ。
- 15) 「復金融資」とは、経済不安を克服するため、1946年8月1日、後に(復興金融公庫)(1947年1月24日)に発展する日本興業銀行内の(復興金融部)の政府資金による特別融資のこと(有沢広巳『前掲書』9, 15ページ)。また「米国対日援助見返り資金特別会計」とは、援助物資の民間売り払い代金を積み立て、通貨・財政の安定・経済再建という二つの目的のための支出のこと(『同上書』24ページ)。
- 16) 「傾斜生産方式」とは、一切の政策を基礎産業部門の石炭・鉄鋼に集中させ、一定期間、両部門の物資交流(石炭—鉄鋼—石炭—鉄鋼)を政策的に拡大し、両部門間の増産が及ぼす多産業への波及的効果を狙ったもの(『同上書』14~15ページ)。
- 17) ドッジ・ラインで有名なのは、あの懐かしい1ドル=360円の単一為替レートが設定されたことである(『同上書』23ページ)。
- 18) 「石炭が22年度には復金融資額の35%、23年度には

38%を占め、いずれも全作業のなかで第1位」で、金額にして、「設備32億円、運転145億円、合計473億円」で、この復金は1958年に解散された(『同上書』17, 32ページ)。

- 19) 太田哲三 「金詰りと金繰り会計」『企業会計』1949年2月 9ページ。
- 20)・21) 「同上論文」 11ページ。
- 22) 奥村誠治郎 「金繰りの会計」(中経文庫)中央経済社 昭和28年 「はしがき」4ページ。
- 23) 武田安弘 「わが国における資金会計の発展(Ⅲ)」『地域分析』愛知学院大学経営研究所 1981年1月 22ページ。
- 24) 東洋経済新報社編集部 『東洋経済新報』1952年1月29日 38ページ。
- 25) 東洋経済新報社編集部 『東洋経済新報』1952年2月23日 34~37ページ。
- 26) 村山徳五郎 「キャッシュフロー計算書と資金収支表の研究序説」『企業会計』1988年7月 88ページ。
- 27) 同氏の説明によれば、証券取引委員会事務局に在籍されたことのある浅地芳年氏(元大蔵省証券局財務二課長、後に公認会計士協会心理室)に当時の事情をうかがったが、浅地氏は直接に知らないということで、浅地氏からO氏にたずねての返事である(『同上論文』87ページ)。
- 28) 藤巻治吉 「損益計算と資金収支との関係の把握—(勘定足りて、銭足らず)の分析—」『会計』1953年10月 113~121ページ。同氏の資金繰簿記とは、まず期間中の取引を、資金取引(資金(現金預金)の収支を伴う取引)と振替取引(資金の収支を伴わない取引)との二つに分類する。さらに、資金取引を、損益取引(元入引出によらず資本の増減をもたらす、同時に同額の資金の収支を引き起こす取引)との二つに分類する。このような取引の分類を、資金欄を設定している合計残高試算表で行い、その資金欄を基礎に資金繰(実績)表を作成しようとするものである。
- 29) 太田哲三 「資金繰表の検討」『企業会計』1962年6月 4ページ。
- 30) 染谷恭次郎 『増補・資金会計論』中央経済社 昭和56年(初版、昭和48年) 454~455ページ。この調査は、昭和34年4月1日現在の東京証券取引所上場会社601社から、金融・保険・清算会社を除いた563社を対象に、質問書を郵送するとともに調査員を派遣して、質問事項に対する解答を求める方法によってすすめられた。(『同上書』448~459ページ)。
- 31) 企業会計編集部 「キャッシュ・フロー・アナリシスと資金表」『企業会計』1962年6月 83ページ。
- 32) 大友信之 「資金繰り表をめぐる諸問題(証取法規則に関する問題点の解説・4)」『企業会計』

- 1954年11月 17ページ。
- 33) 「同上論文」 19ページ。
- 34) 「同上論文」 17ページ。
- 35) 竹中正明 「資金調達の変遷と商事法」『商事法務』1990年10月5日 48～49ページ。
- 36) 大友信之 「前掲論文」 18ページ。
- 37) 企業会計編集部 「財務と会計」 『企業会計』1955年8月 67～68ページ。
- 38) 太田哲三 「前掲論文」(1949年) 59ページ。
- 39)・40)・41) 太田哲三 「前掲論文」(1962年) 4～5ページ。
- 42) 企業会計編集部 「前掲論文」(1962年) 87ページ。
- 43) 増田日出雄 「資金表の管理能力」『企業会計』1975年11月 48ページ。
- 44) 染谷恭次郎 「前掲書」 166ページ。なお、同教授は、現金資金運用表と資金繰表を同じものと考え、それらの現金概念について、次のように述べている。「現金資金なる概念は特別に説明することを要しない。それは一般会計において現金と理解されているもののほか、通常支払手段として利用される当座預金もふくむ。この意味で「現金預金」といった表現をこれに用いることができる。しかしながら、定期預金などの貯蓄性預金や、小払もしくは釣銭として区別されている現金は、むしろかかる資金の一つの運用形態として理解し、これから除外するのが通常である。」と。そして、当座借越は「これより除外するものとしてこの概念に加わると考えられる。」(『同上書』165ページ)。
- 45) 大友信之 「前掲論文」 19ページ。
- 46) 「同上論文」 18ページ。なお、ここでいう「企業の金融事情の実態とははなはだかけ離れている」というのは、同氏は、「流動性ある」の判断だけではなく、作成目的並びに様式如何によっては手形、拘束性資金も、さらには長期的な資産管理の目的に立てば、売掛金、買掛金等の短期債権債務をも「資金」の内容として考慮すべきであるという(『同上論文』17ページ)。
- 47) 染谷恭次郎 「わが国における資金会計の発展(I)」『地域分析』愛知学院大学経営研究所1984年12月 42ページ。
- 48) 広田潤 「資金実務の現状と問題点」 『企業会計』1975年11月 44ページ。なお、同氏は、経常収支を用いた分析を、次のように説明する。「正常な関係にある場合、すなわち減価償却等の非資金項目や運転資金の回転期間(または回転率)に異常な変動がないかぎり、経常収支の増減は、経常損益の増減に比例関係があるといえる。そこで、この関係を利用して、経常収支(または経常収支比率)と経常利益(または経常利益率)を数期間比較して異常性を発見し、さらにその異常性の生ずる原因を追求するために売掛債権、たな卸資産、買掛債務等の回転期間や運転資金の変動率を算出していくのである。」そして、これら分析は、資金繰表または資金移動表から求められるというのである(『同上論文』44～45ページ)。
- 49) 「同上論文」 45ページ。
- 50) 「同上論文」 37ページ。
- 51) 増田日出雄 「前掲論文」 48ページ。
- 52) 国弘員人 『経営分析大系3/流動性分析』中央経済社 昭和54年 3～4ページ。
- 53) 森脇 彬 『資金と支払能力の分析』税務経理協会 昭和61年 4～8ページ。
- 54) 広田潤 「前掲論文」 43～44ページ。
- 55) A P B オピニオン第19号は、“Reporting Changes in Financial Position”が正式名称であるが、この財政状態の変動を報告するステイトメントが、いわゆる資金計算書である。そして、その資金の概念は、財政状態のすべての変動を包括しうる「一つの広い概念」に求められている。なお、詳細は、拙著『資金計算史論』森山書店 1986年 第Ⅶ章を参照されたい。
- 56) 大友信之 「前掲論文」 22～24ページ。
- 57) これは、キャノン(株)の第34期(昭和30年1月1日～6月30日)の有価証券報告書のマイクロ・フィルムからのコピーである。この金繰表は、「現金及び預金」概念に基づいて作成されている。ただし、脚注には、預金のうち500万円が短期借入金担保に供されていることが記されており、支払能力の判断に有用である。表示様式は、単位は千円、6ヶ月の月別の金繰りの実績と計画が示されているのは、「省令」通りである。また、収入欄の科目数は当時としては常識の数であるのに対し、支出欄の科目数は当時としては多いほうである。収入科目名は「省令」とは異なっているが、後日変更されて、「省令」通りとなっている。とくに資金計画の様式は、第44期下期(昭和35年7月1日～12月31日)には、六分法から四分法に変更されているが、その理由は定かではない。
- 58) 大友信之 「同上論文」 19ページ。染谷恭次郎「資金繰表開示の実態と問題点—電気機器業と製紙業を中心に—」『地域分析』愛知学院大学経営研究所 1987年3月 15ページ。この実態調査は、東京証券取引所第一部上場会社の昭和60年4月から12月、及び昭和61年1月から3月に決算期を迎えた電気機器業97社と、製紙業18社の合計115社の有価証券報告書総覧に記載されている資金繰表を対象としている。
- 59) 国弘員人 『経営分析大系5/損益・資金分析』中央経済社 昭和57年 132ページ。
- 60) 森脇 彬 『前掲書』 20～22ページ。
- 61) 武田安弘 「前掲論文」 16ページ。

- 62) 森脇 彬 『前掲書』 22ページ。
- 63) 『同上書』 24ページ
- 64) 国弘員人 『前掲書』 133ページ。
- 65) 武田安弘 「資金収支表の分析——理論的検討と実態分析——」『地域分析』愛知学院大学経営研究所 1991年3月 64～65ページ。市村教授は、「資金繰り表と資金繰り財務」について、次のように説明している。「資金繰り計画は、まず第一に、月次の現金収支を予測すること、第二に、現金収支の過不足額を判断するための基礎となる最低現金在高の必要額を決定すること、第三に、現金過不足の対応策を決定することが基本的な問題となる。これらの問題を効果的に処理するために、資金繰り表が利用されるのが一般的である。」そして、この使用目的に適してい
- るのが六分法であり、「われわれは、この六分法を積極的に推奨するものである。」と述べ、「さらに、六分法における財務領域の再分割が望ましいかも知れない。」と、三部制への考案を示唆している。(市村昭三 「第六章 財務管理における資金フロー分析〈資金計画と資金繰り計画〉」黒沢 清 『体系近代会計学 VII 資金会計論』中央経済社 昭和55年 220～222ページ所収)。
- 66) 武田安弘 「前掲論文」 35ページ。
- 67) 森脇 彬 『前掲書』 18～19ページ。
- 68) 企業会計編集部 「日本の資金管理の実態」 『企業会計』1962年5月 90ページ。

(1993年4月16日受理)